

家畜伝染病予防法第40条又は第45条の検査は係留して行い、同法施行規則第50条により、動物の種類ごとに係留期間が定められている。係留期間は検査の結果により延長される場合がある。又、輸出の場合は相手国側の条件により定められた期間係留される。

家畜伝染病予防法第46条第1項の規定に基づき、動物を検査した結果、家畜伝染病または届出伝染病の病原体により汚染している、又は汚染しているおそれがあると認められた場合、動物検疫所長は家畜防疫官に処置を行わせることができる(検査に基づく処置)。

動物の輸出入検疫中に摘発された監視伝染病とその措置状況

(単位:頭、群数)

区分	輸出入の別	動物種	摘発疾病名	用途	仕出地域	総計	転帰					隔離・係留延長の措置	検疫場所	
							死亡	殺処分 <sup>※1</sup>	返送	再検査後陰性 <sup>※2</sup>	回復 <sup>※3</sup>			
家畜伝染病	疑似患者	入	牛	ヨーネ病	乳用繁殖用	オーストラリア	1		1					太刀浦
		入	牛	ヨーネ病	肥育用	オーストラリア	3		3					新門司
		入	馬	ピロプラズマ病	肥育用	カナダ	1				1		1	鹿児島
届出伝染病	入	牛	牛ウイルス性下痢・粘膜病	肥育用	オーストラリア	2			2					太刀浦
	入	牛	牛ウイルス性下痢・粘膜病	肥育用	オーストラリア	26	※4 1	3			22	26		新門司
	入	牛	サルモネラ症	肥育用	オーストラリア	1		1						新門司
	入	馬	馬インフルエンザ	乗用	ドイツ	1					1	1		成田
	入	馬	馬インフルエンザ	乗用	ベルギー	3					3	3		成田
	入	馬	馬インフルエンザ	肥育用	カナダ	2					2	2		鹿児島
	入	馬	馬鼻肺炎	競走用	アメリカ	2					2	2		横浜
	入	馬	馬伝染性子宮炎	繁殖用	アメリカ	1					1	1		横浜
	入	馬	馬パラチフス	乗用	イギリス	1		1				1		成田
	入	馬	馬パラチフス	乗用	ドイツ	1				1		1		横浜
	入	馬	馬パラチフス	乗用	ドイツ	1				1		1		成田
	入	馬	馬パラチフス	乗用	ベルギー	1				1		1		成田
	入	馬	馬パラチフス	乗用	アメリカ	1				1		1		成田
	入	馬	馬パラチフス	乗用	オーストラリア	1				1		1		成田
	入	馬	馬パラチフス	肥育用	カナダ	3				3		2		鹿児島
	入	蜜蜂	ノゼマ病	養蜂用	オーストラリア	23		23				23		成田
	入	蜜蜂	ノゼマ病	養蜂用	オーストラリア	19	10	9						関西空港

注) ※1 殺処分とは、輸入者の意向によるものも含む。

※2 再検査後陰性とは、摘発疾病を疑われたが係留を延長後再検査を行い、感染を広げるおそれがないことを確認し解放されたもの。

※3 回復とは、検査を行い陽性であったが係留の延長を行い係留期間中に回復し、伝染性疾病を広げるおそれがないことを確認し解放されたもの。

※4 当該個体は、疾病摘発後他の疾病により死亡した。